

資 料

令和6年12月12日開催

第7回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

- | | | | |
|---------|-------------------------------------|-------|-------|
| 議案第 1 号 | 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | ----- | 1～10 |
| 議案第 2 号 | 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について | ----- | 11～12 |

○規約の変更

- | | | | |
|-----------|-------------------|-------|-------|
| 議案第 1 0 号 | 大雪地区広域連合規約の変更について | ----- | 13～14 |
|-----------|-------------------|-------|-------|

○協約の変更

- | | | | |
|-----------|-------------------------|-------|-------|
| 議案第 1 1 号 | 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について | ----- | 15～17 |
|-----------|-------------------------|-------|-------|

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正要旨

1 改正の要旨

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当を支給するよう規定を追加するとともに、美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）に規定する給料表に準拠し、会計年度任用職員の給与改定を行うため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る規定を追加し、あわせて条項ずれに伴い条文を整備する。
- (2) 会計年度任用職員の給料表（別表第1）について、美瑛町職員に準ずる給料月額となるよう改正する。

3 施行期日

令和7年1月1日から施行する。

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第12条 【略】 (フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)</p> <p>第13条 <u>第18条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条の規定により準用する給与条例第13条、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び<u>第25条</u>において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 【略】 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第15条 <u>給与条例第20条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第16条～第20条 【略】</p>	<p>第1条～第12条 【略】 (フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)</p> <p>第13条 <u>第17条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条の規定により準用する給与条例第13条、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び<u>第24条</u>において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 【略】</p> <p>第15条～第19条 【略】</p>

新	旧
<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第21条 【略】</p> <p>2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、<u>第28条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、<u>第28条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第20条 【略】</p> <p>2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、<u>第26条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、<u>第26条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に</p>

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第28条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)</p> <p><u>第22条</u> 【略】</p> <p>2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、<u>第28条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p><u>第23条</u> 【略】</p> <p>2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき<u>第28条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)</p> <p><u>第24条</u> <u>第29条</u>各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び<u>第21条</u>から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報</p>	<p>係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第26条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)</p> <p><u>第21条</u> 【略】</p> <p>2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、<u>第26条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p><u>第22条</u> 【略】</p> <p>2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき<u>第26条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)</p> <p><u>第23条</u> <u>第27条</u>各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び<u>第20条</u>から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報</p>

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p> <p>第25条 【略】 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第26条 給与条例第20条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第27条 【略】 (パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第28条 第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第19条第2項の規定により計算して得</p>	<p>酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p> <p>第24条 【略】</p> <p>第25条 【略】 (パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得</p>

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 <u>第19条第3項</u>の規定により計算して得た額</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 月額による報酬 <u>第19条第1項</u>の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2) 【略】</p> <p><u>第29条～第34条</u> 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1項～第9項 【略】</p> <p>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外)</p> <p>10 第14条及び<u>第25条</u>の規定にかかわらず、美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年美瑛町条例第12号)附則第2項の規定は、適用しない。 (経過措置)</p> <p>11 第3条及び<u>第19条</u>の規定により定められた給料又は報酬を基に算出した勤務1時間当たりの額(フルタイム会計年度任用職員にあっては<u>第17条第1項</u>の規定により算出した額。パートタイム会計年度任用職員にあっては<u>第28条第1項各号</u>の規定により算出した額をいう。以下この条において同じ。)が、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する地域別最低賃金額(北海道に適用されるものをいう。)を下回る場合は、当該給料</p>	<p>た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 <u>第18条第3項</u>の規定により計算して得た額</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 月額による報酬 <u>第18条第1項</u>の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2) 【略】</p> <p><u>第27条～第32条</u> 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1項～第9項 【略】</p> <p>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外)</p> <p>10 第14条及び<u>第24条</u>の規定にかかわらず、美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年美瑛町条例第12号)附則第2項の規定は、適用しない。 (経過措置)</p> <p>11 第3条及び<u>第18条</u>の規定により定められた給料又は報酬を基に算出した勤務1時間当たりの額(フルタイム会計年度任用職員にあっては<u>第16条第1項</u>の規定により算出した額。パートタイム会計年度任用職員にあっては<u>第26条第1項各号</u>の規定により算出した額をいう。以下この条において同じ。)が、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する地域別最低賃金額(北海道に適用されるものをいう。)を下回る場合は、当該給料</p>

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
の額又は報酬の額のほか、その差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。				の額又は報酬の額のほか、その差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。			
別表第1 給料表（第3条関係）				別表第1 給料表（第3条関係）			
職種	職務 の級	1級	2級	職種	職務 の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
(1) 行政職給料表	1	183,500円	230,000円	(1) 行政職給料表	1	162,100円	208,000円
	2	184,600円	231,500円		2	163,200円	209,700円
	3	185,800円	233,000円		3	164,400円	211,400円
	4	186,900円	234,500円		4	165,500円	212,900円
	5	188,000円	236,000円		5	166,600円	214,400円
	6	189,700円	237,500円		6	167,700円	216,200円
	7	191,300円	239,000円		7	168,800円	217,900円
	8	192,900円	240,500円		8	169,900円	219,600円
	9	194,500円	242,000円		9	170,900円	221,100円
	10	196,200円	243,400円		10	172,300円	222,600円
	11	197,800円	244,800円		11	173,600円	224,100円
	12	199,400円	246,200円		12	174,900円	225,600円
	13	201,000円	247,400円		13	176,100円	226,800円
	14	202,700円	248,600円		14	177,600円	228,200円
	15	204,400円	249,800円		15	179,100円	229,600円
	16	206,100円	251,000円		16	180,700円	231,000円
	17	207,400円	252,100円		17	181,800円	232,400円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	18	209,000 円	253,200 円		18	183,200 円	234,000 円
	19	210,600 円	254,300 円		19	184,600 円	235,500 円
	20	212,100 円	255,400 円		20	186,000 円	236,900 円
	21	213,600 円	256,400 円		21	187,300 円	238,100 円
	22	215,200 円	257,400 円		22	189,600 円	239,700 円
	23	216,800 円	258,400 円		23	191,800 円	241,200 円
	24	218,400 円	259,400 円		24	194,000 円	242,600 円
	25	220,000 円	260,400 円		25	196,200 円	243,600 円
	26	221,700 円	261,300 円		26	197,900 円	245,100 円
	27	223,000 円	262,200 円		27	199,400 円	246,400 円
	28	224,300 円	263,100 円		28	200,900 円	247,600 円
	29	225,600 円	263,900 円		29	202,400 円	248,700 円
	30	226,700 円	264,700 円		30	203,800 円	249,700 円
	31	227,800 円	265,500 円		31	205,200 円	250,600 円
	32	228,900 円	266,300 円		32	206,600 円	251,500 円
	33	230,000 円	267,000 円		33	208,000 円	252,400 円
	34	231,100 円	267,800 円		34	209,300 円	253,300 円
	35	232,200 円	268,600 円		35	210,600 円	254,100 円
(2) 医療職給料表 (一)	1	188,600 円	227,400 円	(2) 医療職給料表 (一)	1	167,200 円	202,800 円
	2	190,700 円	228,700 円		2	168,600 円	204,400 円
	3	192,800 円	230,000 円		3	170,000 円	205,900 円
	4	194,900 円	231,300 円		4	171,400 円	207,300 円
	5	196,900 円	232,500 円		5	172,700 円	208,800 円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	6	198,900 円	233,600 円		6	174,500 円	210,000 円
	7	200,900 円	234,600 円		7	176,200 円	211,200 円
	8	202,700 円	235,600 円		8	177,800 円	212,400 円
	9	204,500 円	236,700 円		9	179,400 円	213,800 円
	10	206,400 円	237,900 円		10	181,100 円	215,300 円
	11	208,300 円	239,200 円		11	182,700 円	216,800 円
	12	210,400 円	240,500 円		12	184,600 円	218,300 円
	13	212,100 円	241,800 円		13	186,000 円	219,700 円
	14	214,100 円	243,100 円		14	187,800 円	221,200 円
	15	216,300 円	244,400 円		15	189,800 円	222,700 円
	16	218,400 円	245,600 円		16	191,600 円	224,200 円
	17	220,500 円	246,800 円		17	193,500 円	225,500 円
	18	221,600 円	248,000 円		18	194,700 円	226,800 円
	19	222,700 円	249,200 円		19	196,200 円	228,200 円
	20	223,800 円	250,400 円		20	197,600 円	229,500 円
	21	224,900 円	251,500 円		21	198,800 円	230,600 円
	22	225,800 円	252,400 円		22	200,300 円	231,700 円
	23	226,700 円	253,200 円		23	201,700 円	232,800 円
	24	227,600 円	254,000 円		24	203,000 円	233,900 円
	25	228,500 円	254,800 円		25	204,600 円	235,000 円
(3) 医療職給料表 (二)	1	207,700 円	240,600 円	(3) 医療職給料表 (二)	1	183,500 円	211,000 円
	2	209,600 円	242,800 円		2	184,900 円	212,900 円
	3	211,400 円	245,000 円		3	186,400 円	214,900 円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
4	213,100 円	247,200 円	4	187,800 円	216,800 円
5	214,800 円	249,400 円	5	189,300 円	218,800 円
6	216,700 円	250,400 円	6	190,800 円	220,600 円
7	218,500 円	251,300 円	7	192,300 円	222,400 円
8	220,200 円	252,200 円	8	193,800 円	224,100 円
9	221,900 円	253,100 円	9	195,000 円	225,800 円
10	223,900 円	254,300 円	10	196,700 円	227,200 円
11	225,800 円	255,400 円	11	198,300 円	228,500 円
12	227,700 円	256,300 円	12	199,800 円	229,400 円
13	229,600 円	257,100 円	13	201,200 円	230,800 円
14	231,600 円	257,800 円	14	203,200 円	231,800 円
15	233,600 円	258,500 円	15	205,300 円	232,800 円
16	235,600 円	259,400 円	16	207,300 円	233,700 円
17	237,600 円	260,500 円	17	209,300 円	234,800 円
18	239,600 円	261,600 円	18	211,300 円	236,200 円
19	241,700 円	262,700 円	19	213,400 円	237,600 円
20	243,700 円	263,800 円	20	215,400 円	238,700 円
21	245,600 円	264,900 円	21	217,300 円	239,800 円
22	246,800 円	266,000 円	22	219,000 円	241,400 円
23	248,000 円	267,100 円	23	220,700 円	243,100 円
24	249,100 円	268,200 円	24	222,400 円	244,500 円
25	250,200 円	269,200 円	25	223,700 円	245,700 円

別表第2 【略】

別表第2 【略】

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

二地域居住体験住宅の使用料について、利用実態に即した算定方法を加えるよう、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表第2の備考について、使用の開始日又は終了日が月の途中である場合は、日割計算とする規定に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町二地域居住体験住宅条例 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新		旧																													
第1条～第8条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係） 【略】 別表第2（第4条関係）		第1条～第8条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係） 【略】 別表第2（第4条関係）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料（1月当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td>82,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅1号室</td> <td>61,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅2号室</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料（1月当たり）	ビルケの森体験住宅	82,000円	水沢体験住宅（大）	63,000円	水沢体験住宅（中）	52,000円	水沢体験住宅（小）	42,000円	幸町体験住宅1号室	61,000円	幸町体験住宅2号室	60,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料（1月当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td>82,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅1号室</td> <td>61,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅2号室</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料（1月当たり）	ビルケの森体験住宅	82,000円	水沢体験住宅（大）	63,000円	水沢体験住宅（中）	52,000円	水沢体験住宅（小）	42,000円	幸町体験住宅1号室	61,000円	幸町体験住宅2号室	60,000円	備考 使用の開始日及び終了日が月の途中である場合は、日割計算による。	備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。
名称	使用料（1月当たり）																														
ビルケの森体験住宅	82,000円																														
水沢体験住宅（大）	63,000円																														
水沢体験住宅（中）	52,000円																														
水沢体験住宅（小）	42,000円																														
幸町体験住宅1号室	61,000円																														
幸町体験住宅2号室	60,000円																														
名称	使用料（1月当たり）																														
ビルケの森体験住宅	82,000円																														
水沢体験住宅（大）	63,000円																														
水沢体験住宅（中）	52,000円																														
水沢体験住宅（小）	42,000円																														
幸町体験住宅1号室	61,000円																														
幸町体験住宅2号室	60,000円																														

○大雪地区広域連合規約 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 【略】 (1)～(4) 【略】 (5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務及びそれに付随する事務</p> <p>(6) 【略】 (広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 【略】 (1)～(4) 【略】 (5) 高齢者医療確保法の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務及びそれに付随する事務</p> <p>(6) 【略】</p> <p>第6条～第17条 【略】 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第18条 【略】 2 前項第1号に規定する関係町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表 のとおりとする。</p> <p>第19条 【略】 附 則 【略】</p> <hr/> <hr/>	<p>第1条～第3条 【略】 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 【略】 (1)～(4) 【略】 (5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務のうち、別表第1に定める事務</p> <p>(6) 【略】 (広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 【略】 (1)～(4) 【略】 (5) 高齢者医療確保法の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務のうち、別表第1に定める事務</p> <p>(6) 【略】</p> <p>第6条～第17条 【略】 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第18条 【略】 2 前項第1号に規定する関係町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第19条 【略】 附 則 【略】</p> <p>別表第1 (第4条、第5条関係)</p> <p>(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>(2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し</p>

○大雪地区広域連合規約 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別表____（第18条関係）</p> <p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>（1）～（3） 【略】</p> <p>（4） 高齢者医療確保法の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務及びそれに付随する事務_____に要する経費（第4条第5号関係）</p> <p>①～③ 【略】</p> <p>3・4 【略】</p> <p>備考 【略】</p>	<p>（3） 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</p> <p>（4） 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>（5） 保険料に関する申請の受付</p> <p>（6） 保険料の徴収</p> <p>（7） 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>（1）～（3） 【略】</p> <p>（4） 高齢者医療確保法の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務のうち、別表第1に定める事務に要する経費（第4条第5号関係）</p> <p>①～③ 【略】</p> <p>3・4 【略】</p> <p>備考 【略】</p>

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第1条～第7条 【略】 別表（第3条関係） 1 圏域全体の経済成長のけん引 (1)・(2) 【略】 (3) その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策			第1条～第7条 【略】 別表（第3条関係） 1 圏域全体の経済成長のけん引 (1)・(2) 【略】 (3) その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策		
就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。	就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。		甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。		乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
		<u>乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。</u>			<u>乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。</u>
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	【略】	【略】	ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	【略】	【略】
2 【略】			2 【略】		
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上			3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上		
(1) 生活機能の強化に係る政策分野			(1) 生活機能の強化に係る政策分野		
ア・イ 【略】			ア・イ 【略】		
ウ 教育・文化・スポーツ			ウ 教育・文化・スポーツ		
多様な障害学習機会の拡充	【略】	【略】	多様な障害学習機会の拡充	【略】	【略】
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	【略】	【略】	不登校児童生徒の受入機関の共同利用	【略】	【略】
図書館相互のネットワーク化	【略】	【略】	図書館相互のネットワーク化	【略】	【略】

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和6年12月12日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
科学館における科学の普及活動	【略】	【略】	科学館における科学の普及活動	【略】	【略】
公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。			
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。			
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。			
エ～カ	【略】		エ～カ	【略】	
(2)・(3)	【略】		(2)・(3)	【略】	